

令和 6 年能登半島地震に関する会長談話

2024（令和 6）年 1 月 1 日午後 4 時 10 分頃に発生した石川県能登半島を震源とする地震は、実にマグニチュード 7.6、最大震度 7 を観測する極めて大きなものであり、この地震及びその後の多数回の余震により、石川県を始め、富山県、新潟県及び福井県等の広範囲にわたって、甚大な人的・物的被害が生じています。

当会は、当該地震及びこれに関連して亡くなられた方々へ深い哀悼の意を表するとともに、厳寒の中にある被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、いわゆるライフラインに加えて交通・通信網も途絶する中、懸命の救援活動に従事される方々に深甚なる敬意を表します。

当該地震による被害の全容は未だ判明してはおりませんが、日々拡大する被害の状況には大変心を痛めております。

被災された方々の迅速な救済、生活・事業再建支援、災害関連死を生まない諸施策など、個別・具体的な事情に即した細やかな災害ケースマネジメントの実施が求められるところです。

当会は、静岡県に大きな被害をもたらした近年の自然災害における相談事業等で培ってきた経験を生かし、被災者の皆様や被災地各弁護士会の要望を踏まえ、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会及び日本司法支援センター(法テラス)を始めとした関係諸機関と緊密に連携し、被災者の皆様の被害回復と権利保護、そして一日も早い被災地の復興のために、全力で取り組む所存です。

2024 年（令和 6 年）1 月 17 日

静岡県弁護士会
会長 杉田 直樹